

【令和7年4月1日 改定分】

表－4 産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

現地審査	産業廃棄物の種類		料金（税抜価格）
		燃え殻・汚泥・廃油・鉍さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）・自動車等破砕物等の成分検査を要する廃棄物	
	上記以外の産業廃棄物		無料
成分検査 必須項目	区分	産業廃棄物の種類	料金（税抜価格）
	埋立	燃え殻	50,000円
		汚泥	100,000円
		廃油	180,000円
		鉍さい	50,000円
		ばいじん	210,000円
		産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金
		自動車等破砕物	180,000円
焼却	汚泥	95,000円	
成分検査 任意項目	成分検査項目		料金（税抜価格）
	窒素		6,000円
	有機溶剤系		80,000円
	1, 4 - ジオキサン		20,000円
	農薬系		40,000円
	ダイオキシン類		160,000円
	水銀又はその化合物(含有量)		6,000円

（備考1）現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでおりません。別途必要です。

（備考2）現地審査については、新規契約・更新契約・変更契約に伴うすべての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回あたり5,000円とします。

（備考3）成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加いたします。

（備考4）成分検査結果が必要とされていない廃棄物についても、発生工程等により成分検査を実施する場合は、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。

※みずしま資源再生センターの受入可否に係る現地確認及び成分確認は行いますが、料金は不要です。